

鹿屋市保育料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 71 号

令和 8 年 7 月 3 日 決 裁

鹿屋市保育料に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市保育料に関する規則（平成18年鹿屋市規則第90号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 5 第4条の規定に関わらず、保育料の額は零とする。

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。